

大和都市計画用途地域を変更する理由 (御所市決定)

1. 区域の概要

本地区は本市中心市街地より北東約 1.2 km に位置し、京都と和歌山を結ぶ広域連携軸である京奈和自動車道の御所インターチェンジに近接し、交通利便性の良い地域である。

本地区は上位計画である『御所市第 6 次総合計画（令和 3 年 3 月策定）』において「工業区域ゾーン」に位置づけ、比較的大規模な製造業・物流業の立地を促進し、魅力的な雇用の場の創出に向けた産業基盤の構築を図る地区としている。また「御所市都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月策定）」では、『御所市第 6 次総合計画』における位置づけを踏まえ、広域交通の結節点である高い利便性を活かし、比較的大規模の製造業・物流業の立地を促す「工業ゾーン」として位置づけている。当該地区においては、上位計画に基づき、交通利便性の高さを活かし、製造業を中心に企業を誘致し、雇用の機会を創出するとともに本市の基幹産業の振興を図っていくまちづくりを進める。

2. 変更理由

地区計画による適正な土地利用の誘導により、交通利便性を活かした産業集積地として地域経済の基盤強化と新たな雇用の創出による地域の活性化を図り、周辺の既存の居住環境と営農環境との調和に配慮した中南和地域における経済的な中核拠点地区の形成を目指すとともに、大和都市計画用途地域の変更を行うものである。

大和都市計画用途地域の変更（御所市決定）

大和都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後 退 距 離 の 限 度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の 限 度	備 考
第 1 種住居地域	約 2 5 3 . 5 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第 2 種住居地域	約 2 . 2 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 3 4 . 3 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
商業地域	約 2 2 . 7 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 9 6 . 3 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業地域	約 2 4 . 7 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業専用地域	約 2 0 . 5 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合 計	約 4 5 4 . 2 ha						

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

大和都市計画用途地域の変更（御所市決定）新旧対照表

新

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第1種住居地域	約253.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第2種住居地域	約2.2ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
近隣商業地域	約34.3ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
商業地域	約22.7ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
準工業地域	約96.3ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業地域	約24.7ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業専用地域	約20.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
合計	約454.2ha						

旧

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第1種住居地域	約253.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第2種住居地域	約2.2ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
近隣商業地域	約34.3ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
商業地域	約22.7ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
準工業地域	約96.1ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業地域	約14.0ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業専用地域	約20.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
合計	約443.3ha						

大和都市計画用途地域の変更（御所市決定）

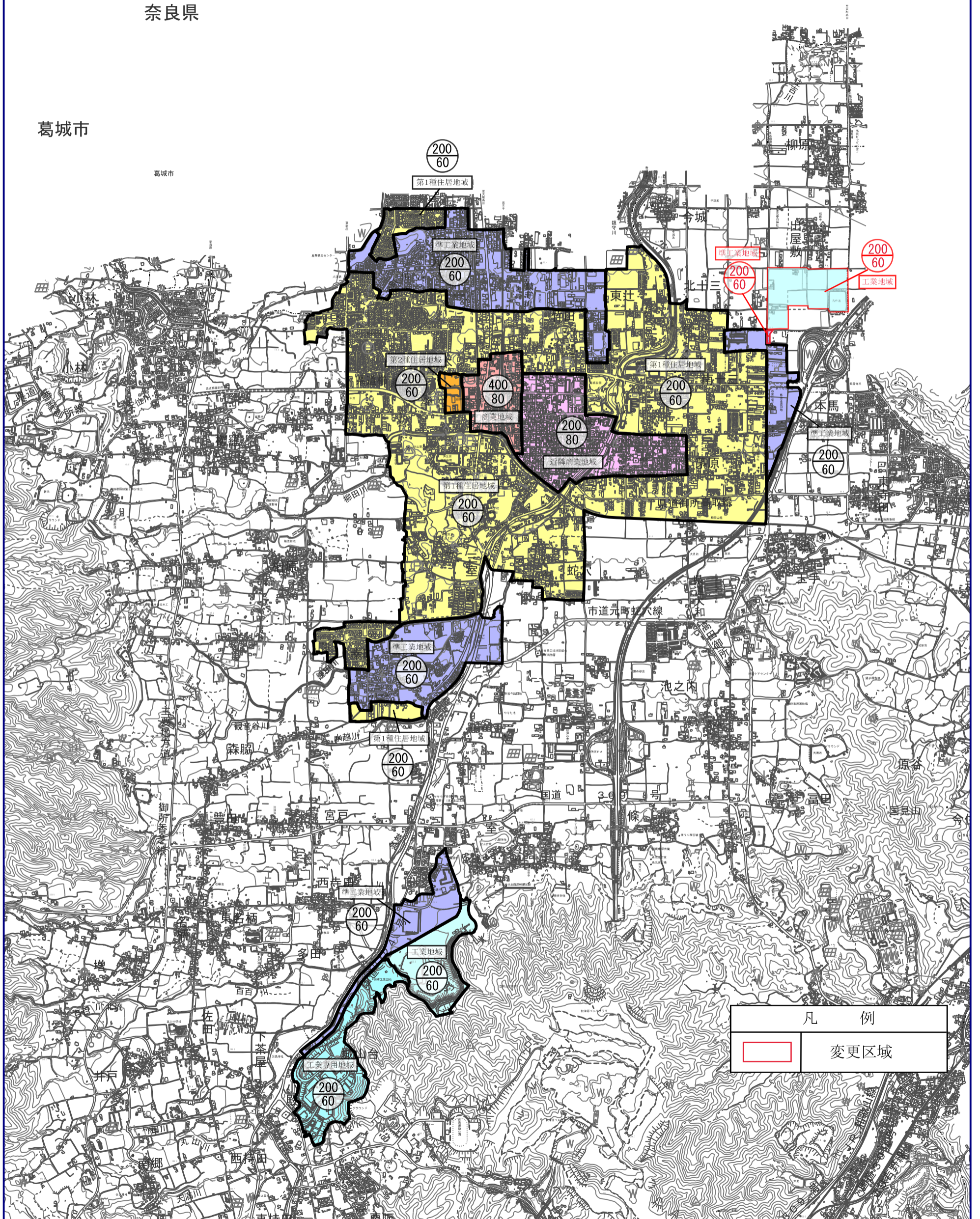
総括図 S=1/20,000



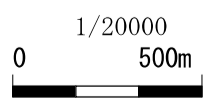
大和高田市

奈良県

葛城市

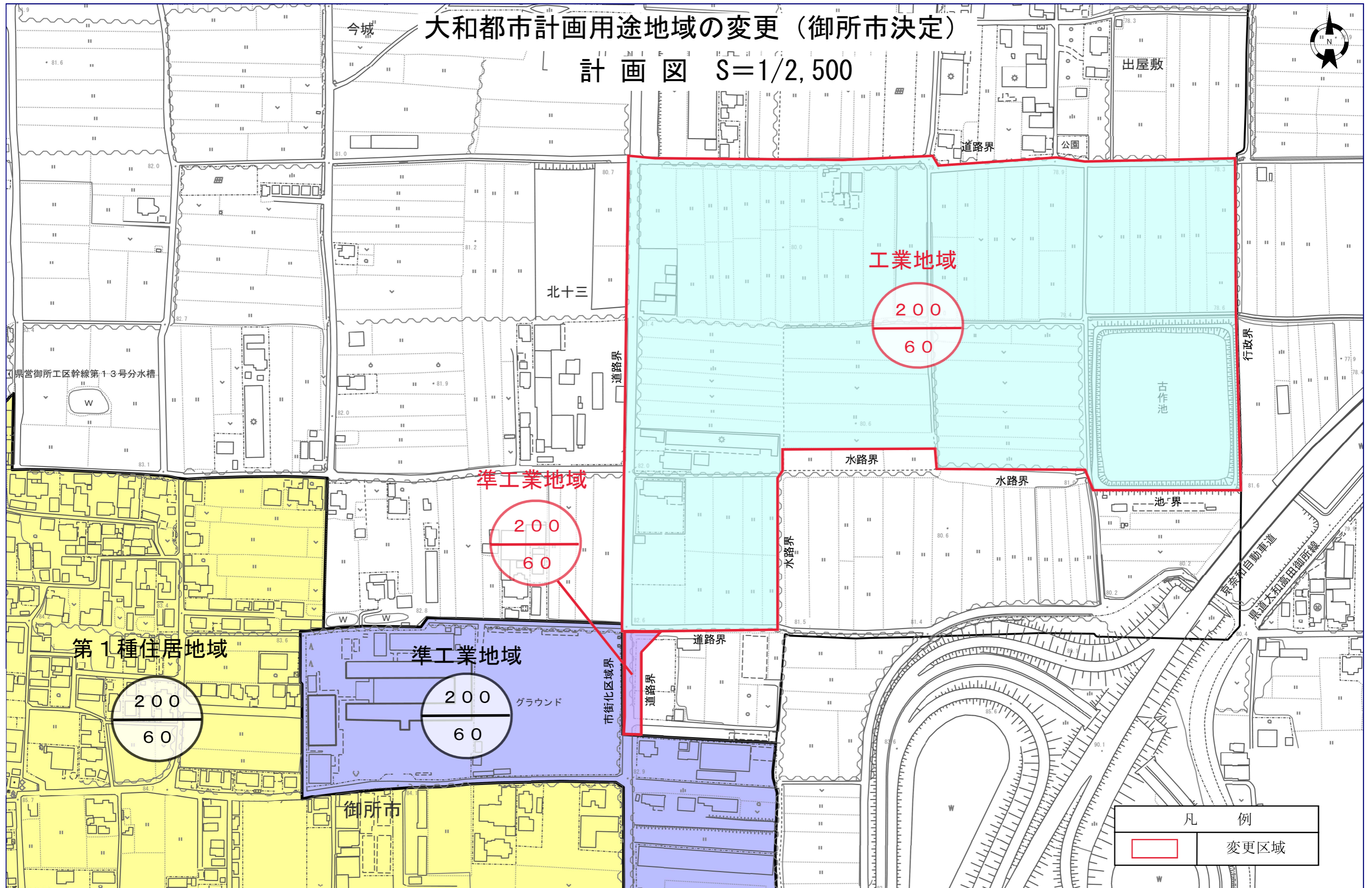


凡 例	
	変更区域



大和都市計画用途地域の変更（御所市決定）

計画図 S=1/2,500



1/2500

